

データ保護関連規制 各国法アップデート

データ保護ニュースレター

2026年1月29日号

執筆者:

岩瀬 ひとみ

h.iwase@nishimura.com

菊地 浩之

h.kikuchi@nishimura.com

河合 優子

y.kawai@nishimura.com

村田 知信

to.murata@nishimura.com

五十嵐 チカ

c.igarashi@nishimura.com

松本 紗子

a.matsumoto@nishimura.com

菅 悠人

y.suga@nishimura.com

尹 元

w.yoon@nishimura.com

本ニュースレターでは、各国のデータ保護関連規制の主なアップデートのうち、2025年11月及び12月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

- 2025年12月12日、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編及び認定個人情報保護団体編）が一部改正された。これにより、越境移転規制の例外における「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」には、APEC CBPR システムの認証を取得している場合だけでなく、グローバル CBPR システムの認証を取得している場合も含まれることとなった。グローバル CBPR システムは、2025年6月2日から運用を開始しており、日本、カナダ、韓国、米国、オーストラリアといった APEC CBPR システムの加盟国のほか、英国等も参加している。

2. 米国

- 2025年11月10日、ニューヨーク州において、アルゴリズムによる価格設定に関する、[Algorithmic Pricing Disclosure Act](#)が施行された。同法は、アルゴリズムにより個人データを用いて価格を設定する事業者に対し、これを明示する義務を課すものである。具体的には、事業者は、価格と一緒に「THIS PRICE WAS SET BY AN ALGORITHM USING YOUR PERSONAL DATA.」（この価格はあなたの個人データを使用するアルゴリズムによって設定されました。）と明示する必要がある。同法は、ニューヨーク州に本拠を置く又は同州で事業活動を行っている事業者に適用されるが、例えば、別の法令で規制される保険・金融サービス事業者や、位置情報を用いて運賃を算定する交通サービス等について適用除外もある。
- 2026年1月1日、インディアナ州の包括的なプライバシー法である Indiana Consumer Data Protection Act が施行された。同法の適用対象は、インディアナ州で事業を行っている、又はインディ

アナ州の住民を対象に製品若しくはサービスを提供する者のうち、①年間 10 万人以上の消費者の個人データを管理又は処理している、又は②年間 2 万 5000 人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、かつ個人データの売却から 50%超の総収益を得ている者である。なお、連邦法である Health Insurance Portability and Accountability Act、Gramm-Leach-Bliley Act 等の対象となる事業者やデータは、適用対象から除外されている。また、同法は、他州の包括的なプライバシー法と多くの共通点を有するものの、「センシティブデータ」に含まれるデータが限定的であること、ダークパターンや自動化された意思決定に関する規律、ヘルスケアデータや 13 歳超の未成年者の個人データに特有の規律を設けていない点で、比較的事業者に親和的な内容となっている。

3. 欧州

- 2025 年 11 月 5 日、欧州委員会は、AI 生成コンテンツの透明性確保を目的とする行動規範 (Code of Practice) の策定を開始した。7 か月間にわたり多様なステークホルダーが参加し、AI 法 50 条に基づく「AI 生成コンテンツの明確な表示義務」への対応を支援する。行動規範は 2026 年 8 月から適用される予定であり、高リスク AI や汎用 AI に関する既存規制を補完する。
- 2025 年 11 月 13 日、欧州連合司法裁判所は、①無料のサービス提供（無料ユーザー アカウントの作成など）の場合であっても、間接的な対価があれば、e-Privacy 指令 13 条 2 項における「サービスの販売」に該当すること、②有料サービスへのアクセスを促すニュースレターの送信は、e-Privacy 指令 13 条におけるダイレクトマーケティングに該当すること、③上記のようなニュースレターの送信につき、e-Privacy 指令 13 条 2 項の要件が満たされている限り、GDPR に基づく法的根拠は不要であることを内容とする判決を下した。
- 2025 年 11 月 17 日、欧州連合理事会は、越境データ保護に関する苦情処理で各国 DPA 間の協力を強化する新規則を採択した。苦情の受理要件が加盟国間で統一され、申立人と調査対象者の権利が明確に保障するものとされる。事件処理の期限については、標準事件は 15 か月、複雑事件は最大 12 か月延長可能、単純手続は 12 か月とされている。
- 2025 年 11 月 19 日、欧州委員会は、Digital Simplification Package (Digital Omnibus) を公表した。当該パッケージの主要な内容としては、①AI Act の一部規定を円滑に実施するための簡素化措置に関する規則案 (Digital Omnibus on AI) 及び②EC デジタル関連法の一部を簡素化・統合するための、データ、プライバシー及びサイバー関連の法令を修正する規則案が挙げられる。当該パッケージにより、EU のデジタル規制体系が調和・効率化されることが期待されている。
- 2025 年 12 月 1 日、サイバーレジリエンス法に基づくデジタル要素を持つ重要製品・重要度の高い製品を定める実施規則 ((EU) 2025/2392) が EU 官報で公表された。企業は自社製品の該当性確認と適合性評価対応が必要となる。
- 2025 年 12 月 2 日、欧州連合司法裁判所は、ルーマニアのオンラインマーケットプレイス上で、あるユーザーが女性のセンシティブデータを含む広告を掲載した事案において、運営会社は「管理者」に該当し、たとえ自ら広告掲載をしていないとしても責任を回避することはできず、センシティブデータを

含む広告を特定し、データ主体からの同意の有無を確認の上、同意が確認できない場合には出稿を拒否する等の対応が必要となることを内容とする判決を下した。

- ・ 2025年12月3日、欧州連合司法裁判所は、欧州人事選考局（EPSO）による個人データアクセス請求の一部拒否決定に関し、申立人による閲覧目的や受領者情報の不開示及び削除済みデータの復元義務違反の主張を退け、Regulation (EU) 2018/1725に基づくアクセス権は既存ログ情報の開示で履行されており、追加開示義務や復元義務は存在しないとする判決を下した。
- ・ 2025年12月4日、欧州データ保護委員会（EDPB）は、ECサイトがユーザーにアカウント作成を求める際の法的根拠に関する勧告を採択した。当該勧告によれば、ECサイト事業者は、原則として利用者にアカウントを作成せずに購入できる選択肢を与えるべきであり、アカウントの作成を義務付けられるのは一定の場合に限られる。勧告は、パブリックコンサルテーションに付されている。
- ・ 2025年12月12日、越境処理におけるGDPRの執行手続きに関する追加ルールを定める規則（Regulation (EU) 2025/2518）がEU官報で公表された。
- ・ 2025年12月18日、欧州連合司法裁判所は、スウェーデンの公共交通機関のチケット検査官が着用するボディカメラによる個人データ収集に関してGDPR13条又は14条のいずれが適用されるかが問題となつた事案において、当該個人データの取得はデータ主体以外の情報源から取得されておらず、そのデータ主体から直接取得されており、また、GDPR14条が本件で適用されるとするとデータ主体は収集時に情報を受け取ることができず、個人データの収集がデータ主体の知らない間になされ、隠れた監視行為を生むことになる等として、GDPR13条が適用されることを内容とする判決を下した。

4. 中国

- ・ 2025年11月21日、「サイバーセキュリティラベル管理弁法（意見募集稿）」が公表され、同年12月6日まで意見募集が行われた。同弁法は、インターネット接続機能を備えた製品を対象とし、当該製品のサイバーセキュリティ能力に応じてサイバーセキュリティラベルの3つの等級を定めている。なお、セキュリティラベルの表示は、製品の製造業者にとっては任意であるものの、消費者に向けてはセキュリティラベルが表示された製品を優先的に選択するよう推奨している。
- ・ 2025年11月22日、「大型ネットワークプラットフォーム個人情報保護規定（意見募集稿）」が公表され、同年12月22日まで意見募集が行われた。同規定は、中国国内で設立・運営され、政府に認定される大型ネットワークプラットフォームに適用され、個人情報保護責任者の指定、専任の個人情報保護機関の設置、データのローカライゼーション等を規定している。大型ネットワークプラットフォームの該当性については①登録ユーザー数が5,000万以上又は月間アクティブユーザー数が1,000万以上であること、②重要なネットワークサービスを提供している又は複数の業種を経営していること、③データ漏えいによる影響が重大であること等の要素により総合的に判断される。
- ・ 2025年11月24日、①「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報保護 個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）」、②「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報保護 個人情報

非識別化ガイドライン（意見募集稿）」及び③「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報保護 個人情報匿名化ガイドライン（意見募集稿）」がそれぞれ公表され、同年12月7日まで意見募集が行われた。①では、「自然人」に「関係がある」「各種情報」であり、特定個人を「既に識別済み又は識別可能である」場合に、個人情報として識別することが定められ、各要件の具体的な判断基準や具体例が示されている。②では、非識別化（個人情報を処理することにより、追加情報なしでは特定の自然人を識別できないようにする方法をいう）の実施方法や適用場面等が示されている。③では、匿名化（個人情報の処理により、特定の自然人を識別できなくなり、かつ復元できない状態にする方法をいう）の判断基準、実施方法、適用場面等が示されている。

- ・ 2025年12月2日、「データセキュリティ技術 電子製品における情報消去の技術要件」が公布され、2027年1月1日から正式に施行される。本要件は、中国国内向けに生産・販売され、かつ不揮発性記憶媒体を有する電子製品に適用され、電子製品の情報消去に関する技術的方法を規範化し、回収業者に対して情報消去に関する管理体制及び技術的措置の整備・充実を促すことにより、中古電子製品の流通過程におけるデータ漏えいリスクの防止を図り、中古電子製品取引業界の健全かつ秩序ある発展を促進することを目的とする。
- ・ 2025年12月8日、「エネルギー産業データセキュリティ管理弁法（試行）」が公布された。同管理弁法は、中国国内において実施されるエネルギー産業におけるデータ取扱活動及びその安全に関する監督管理に適用され、エネルギー産業データのセキュリティに関する基本的責務、保護要件、監視・早期警戒及び緊急対応等について定めている。
- ・ 2025年12月12日、「個人情報の国外移転に関する認証根拠基準の変更についての公告」が公表された。同公告の公布日より、「個人情報保護認証の実施に関する公告」の別紙「個人情報保護認証実施規則」において、越境取扱活動に関わる個人情報保護認証の根拠となる基準は、「GB/T 35273-2020 情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」及び「GB/T 46068-2025 データセキュリティ技術 個人情報の越境取扱活動に関するセキュリティ認証要求」に変更された。
- ・ 2025年12月18日、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—ネットワークデータのラベル付与・標識に関する技術規範（意見募集案）」が公表され、2026年1月1日まで意見募集が行われた。同ガイドラインは、ネットワークデータのラベル付与・標識技術に関する用語及び定義、生成規則、受信・検証規則、ログ要件、セキュリティ要件等を定め、当該技術の標準化を図るとともに、データのトレーサビリティ管理の強化を目的とする。
- ・ 2025年12月18日、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—データベースのネットワーク接続に関するセキュリティ要件」が公表された。同要件は、データ取扱者がデータベースシステムを用いて公共ネットワークに接続する場面における、セキュリティ技術要件及びセキュリティ管理要件を定め、データ取扱者がデータベースシステムを利用して公共ネットワークへ接続し、データ取扱活動を行う際の指針として適用されるほか、評価機関にとっての参考資料としての利用も想定される。
- ・ 2025年12月22日、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—粤港澳大湾区（中国本土・マカオ）における個人情報の越境移転に関する保護要件（意見募集稿）」が公表され、2026年1月5日まで

意見募集が行われた。同ガイドラインでは、粤港澳大湾区（中国本土・マカオ）における個人情報取扱者又は受領者が、同区内の中国本土とマカオとの間で、安全性の相互承認の方式により個人情報の越境移転を行う場合に遵守すべき基本原則及び要件を定めている。

5. 台湾

- 2025年10月17日、台湾立法院（国会）は、個人情報保護法の一部改正案を最終可決し、同年11月11日付で同改正法が公布された。同改正法の概要は、[2025年3月24日号のデータ保護ニュースレター](#)及び[2025年5月28日号のデータ保護ニュースレター](#)を参照されたい。同改正法の発効日は行政院が決定するものとされ、現時点では未定である。
- 2025年11月12日、観光産業を管轄する交通部は、「交通部により指定される観光産業における非公務機関による個人情報ファイル安全保護計画及び処理弁法」を改正し、「観光産業類における非公務機関による個人情報ファイル安全保護管理弁法」を公表し、同弁法は、同日をもって発効した。改正の概要是、[2025年9月22日号のデータ保護ニュースレター](#)を参照されたい。
- 2025年12月9日、駐車場経営業を管轄する交通部は、「駐車場経営業による個人情報ファイル安全保護計画及び処理弁法」を改正し、「駐車場経営業による個人情報ファイル安全保護管理弁法」を公表し、同弁法は、2026年1月1日をもって発効した。改正の概要是、[2025年11月20日号のデータ保護ニュースレター](#)を参照されたい。

6. ベトナム

- 2025年12月10日、サイバーセキュリティ法及びサイバー情報セキュリティ法を統合して改正する新たなサイバーセキュリティ法及びAI法が成立した。サイバーセキュリティ法は成立過程で従前から存在するデータローカライゼーション義務を削除する議論もあったが、最終的には当該義務は残されている。サイバーセキュリティ法は2026年7月1日から、AI法は2026年3月1日から施行される予定である。
- 2025年12月31日、個人情報保護法の下位規則である政令356号/2025/ND-CPが成立した。個人情報保護法は、従前存在した個人情報保護に関する政令を改正しつつ上位の法規範である法律に格上げされ、2025年6月に成立していたところ、同法は2026年1月1日から施行されている。同法及び同政令の概要については、[2026年1月15日号のアジア&データ保護ニュースレター](#)を参照されたい。

7. アルゼンチン

- 2025年10月16日、AI及び類似技術によって生成されたディープフェイクから個人の画像権及び個人属性を保護するため、憲法上の基本的権利を擁護する特別の救済手段（amparo）を設けることを内容とする法案5945-D-2025が下院に提出された。同法案には、「人工知能」「ディープフェイク」「デジタルプラットフォーム」等の用語の定義が導入されているほか、仮処分申立てについては、影響を受けた

本人、その法定代理人又は相続人によって、管轄に関係なく第一審裁判所に提起することができること、裁判所は申立てから 24 時間以内に申立てに関する決定を下さなければならないこと、裁判所は確定判決が出るまで、争点とされているコンテンツのブロック、削除等を仮処分として命じることができること、画像権又は個人属性に対する侵害が立証された場合、裁判所は、侵害コンテンツの即時削除を命じなければならないこと、違反の際の罰則等が規定されている。

8. パラグアイ

- 2025 年 11 月 27 日、同国初の包括的な個人データ保護法である法律第 7593 号/2025 が公布された。同法には、記録保存期間の制限等の一般的なデータ保護原則、データ保護オフィサー（DPO）の選任義務、高リスクとみなされる活動に対するデータ保護影響評価（DPIA）の実施義務、セキュリティインシデントの通知義務及び情報の訂正又は削除等のデータ主体の権利等が含まれており、EU や他のラテンアメリカ諸国の規制モデルに沿ったものとなっている。また、同法により、罰金の適用等に関する権限を有する国家個人データ保護庁が創設される。同法の施行は 24 か月後であり、同法は、①パラグアイに事業拠点を有する場合（データ処理自体は国外で行われる場合を含む。）、②パラグアイ領内に所在する個人のデータを処理する場合、③データ処理活動がパラグアイでの商品やサービスの提供に関連する場合、又は④データ処理活動がパラグアイ領内に所在する個人の行動監視に関連する場合のいずれかの場合に適用される。

9. メキシコ

- 2025 年 11 月 27 日、官報にて「ユニーク ID プラットフォーム（PUI）の開発・運用に関するガイドライン」が公布された。同ガイドラインは、データ処理を行う全ての公的機関及び民間企業に適用され、①公的機関及び民間企業は PUI と接続する必要があること、②PUI に接続する企業は、データ保護法で求められるセキュリティ対策に加え、ガイドライン及び PUI マニュアルで定められる追加の要件を遵守する必要があること、③個人データのセキュリティを損なう侵害が発生した場合、企業は規制当局に通知する必要があること、及び、④PUI 接続に必要な措置を講じない企業は 6 万～12 万米ドルの罰金を科される可能性があること等が規定されている。

10. グアテマラ

- 2025 年 10 月 30 日、金融委員会（Monetary Board）は、銀行及び金融機関によるリスク管理の強化を目的とした新たな措置を定める決議①JM-98-2025 及び②JM-99-2025 を発表した。①では、技術リスク管理の枠組みを最新化し、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ基準に適応させ、人口知能の利用に関する規定も含まれている。②では、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティに関する国際基準やベストプラクティスの更新を反映している。

11. エジプト

- 2025 年 11 月 1 日、エジプト通信情報技術省（Ministry of Communications and Information

Technology) は、個人データ保護法 (Personal Data Protection Law No.151/2020) の施行規則 (Executive Regulations) を大臣令により公布した。これにより、同法の監督機関である Personal Data Protection Center (PDPC) の運用枠組みが具体化され、(i) 個人データ取扱いに関するライセンス／許可制度、(ii) 越境移転に係る個別のライセンス／許可、(iii) データ保護責任者の登録制度、(iv) 個人データ侵害発生時の通知義務が明確にされた。企業は、原則として施行規則の公布日から 1 年間の猶予期間内に、処理活動の適法化や体制整備（必要な登録・申請、社内規程整備、委託先管理、侵害対応プロセスの構築等）を行うことが求められる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com